

死後のデータを残すか消すか？ :追悼とプライバシーに関する一考察

折田明子^{†1} 湯浅壘道^{†2}

概要：個人の死後に残されるものは遺族にとってかけがえのないものであり、歴史的な価値を持つ史料でもある。インターネットやデジタルデバイスの普及に伴い、死後残されるものは形あるものに限らずデータを含むようになった。死後の個人情報や故人のプライバシーに関する制度は未整備であるが、これらのデータはどのようにとらえられるのか。大学生を対象としたアンケート調査の結果、史料としての有用性は認めつつも、プライバシーへの配慮があること、また遺族の立場としては家族や友人のデータを残したいものの、自分が死んだ後は特にSNSのデータは削除して欲しいという傾向が見えた。故人本人の意向を尊重するべきか、遺族による追悼や後年の歴史的な価値を考慮して本人以外の意思を優先するべきかという課題が示された。

キーワード：個人情報、史料、追悼、プライバシー、死者

1. はじめに

亡くなった人が残す写真や日記、その他さまざまなものは、形見や歴史的資料として生きている者たちの目にふれる。言い換えれば、先祖代々つたわる形見や、博物館に展示される過去の日用品や手紙は、故人が残していったものである。

全ての世代において幅広くデジタルデバイスやインターネットが利用される現状において、個人が死後残すものは形あるモノに限られなくなった。高齢者によるインターネット利用も広がりつつある。情報通信白書によれば、2017年時点で70代の46.7%、80歳以上の20.1%がインターネットを利用しており、なかでもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）については、60代の30.7%が利用している[1]a。

パソコンやスマートフォンなどのデバイスに格納されたデータには、各サービスのアカウント情報、他者とのやり取りの記録、自身のライフログなど多種多様なものが含まれる。これらのデータは、生前であれば、個人情報保護法やEU一般データ保護規則（GDPR）等の制度によって利用者本人の意向に基づいた保護がなされるものの、死後のデータの扱いについては明確な規定はない[2]。ただし、死者に関する情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該の生存する個人に関する情報として個人情報保護法の対象となることに加え、現状では都道府県の66.0%(31団体)ならびに市区町村の57.0%(992団体)が個人情報の範囲に死者に関する情報を含めている[3]。その理由は、死者の名誉や人格的利益を守るためや、保有している情報が生存する個人のものか死者のものかを分別することが困難なためという。

死後残されたデータについては、生前と同じように、故人本人の意向によって取り扱われるべきだと考えられる一方で、数十年後あるいは百年後に歴史的な価値を持つ史料になる可能性も考慮する必要がある。さらに短期的には、残された遺族の追悼のためにデータを残したり共有したりするなど、必ずしも本人の意思が反映される形にはならない可能性がある。

本稿では、死後のデータの意味について、追悼、史料としての価値、そしてプライバシーという3つの観点から整理した上で、それぞれについての印象を聞いたアンケート結果について述べる。

2. 関連研究

2.1 歴史的な資料

故人が残したモノや写真、記録は、歴史を振り返る貴重な史料でもある。悲しみの記憶を巡る旅としてのダークツーリズムを紹介する文脈において、井出は「肉体的死が一度目の死であるのに対し、その人を知る人がいなくなってしまうことを二度目の死と呼ぶ」と述べており、「モノ」が無くなってしまうと記憶を受け継ぐことが非常に難しいと指摘する[4]。

当事者が存命の間に、その記憶や記録を残しておくことは重要なことである。終戦から22年後の1967年、『暮らしの手帖』は戦時下の「庶民の日常の記憶」を集めようと投稿を呼びかけ、集まった写真、絵日記、そして手記によって特集号を組んだ。「なにに苦しみ、なにを多部、なにを着、どんなふうに着てきたか、どんなふうに着ていったか、どんなふう生き延びてきたか」（まえがき）を後世に残すため、特集号はより保存性の高い書籍で再度出版された[5]。

^{†1} 関東学院大学人間共生学部コミュニケーション学科
College of Human Symbiotic Studies, Kanto Gakuin University

^{†2} 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科
Institute of Information Security

a 70代以上のソーシャルメディア利用に関するデータは白書に掲載されていない。

ここに残された手記は、家族や近所の人達、親戚らなど関わりのある人達についても詳細に書かれているものが少なくないが、当時の現実を多面的かつ詳細に知るにあたっての貴重な史料であり、証拠でもある。

悲しみの記録に限らずとも、当時の日用品や手紙、日記、人が写った写真といったものは、当時を具体的に知ることができる史料である。教科書や博物館の展示など、各所で目にすることができる。さらに郷土史の写真集では、個人が提供する写真によって戦前から戦後までの暮らしぶりが具体的に見えてくるとともに、昭和初期の家族写真が名前付きで掲載され、「一番小さな男の子が〇〇小 1 年の〇〇さん（魚料理店〇〇経営）」と、写真集発行時点の人物にまで言及されているものもある[6]。

2.2 デジタル情報と追悼

故人が残した web サイトやデジタル情報を web 上に集め、その死を悼む動きは 2000 年代より存在している。残された Web サイトを集めたサイバー記念碑(Cyber Memorials)やバーチャル墓地(Virtual Cemeteries)があり、サイトの訪問者が故人へのコメントを書き込めるようになっていた [7]。近年では、Forever missed (<https://www.forevermissed.com/>)や Legacy.com (<http://memorialwebsites.legacy.com/>) など、無料あるいは有料で故人の写真や経歴をまとめたページを作るオンライン追悼 (Online Memorial) のサービスがあり、故人を検索し探すことができる。ただ、サービスによっては、公開期間に期限をつけたりすることができる。Living Headstones (<https://www.monuments.com/living-headstones>) のように、追悼サイトへのリンクを QR コードにし、墓石に刻むサービスも存在する。

一般に利用されている SNS サービスにおいても、利用者の死後はそのアカウントを「追悼アカウント」として保存する選択肢がある。Facebook ではプロフィールの名前の横に「追悼」と表示される。Instagram では外見上の違いはないが、「いいね!」を含めページの変更は一切できない。追悼アカウントによる写真や投稿は残され、生前のプライバシー設定に応じて、友達はその内容を見ることができるが、検索結果には表示されない。Facebook では、「設定」→「アカウント管理」というアクセスしやすい画面から、「追悼アカウント管理人」を指定し、プロフィールへの投稿や、新たな友達リクエストへの対応、さらにアカウント削除のリクエストを任せることができる (図 1)。生前に管理人が指定されなくとも、遺族からのリクエストによってアカウントを追悼アカウントに変更することは可能である。



図 1 Facebook における追悼アカウント管理人設定

Facebook の追悼アカウントは、当初は追悼アカウント移行後 30 日後に削除されるものであった。だが、2007 年 4 月にバージニア工科大学で 33 名が死亡する銃乱射事件が起こり、その犠牲者となった故人のアカウントを無期限に残したいというリクエストが殺到したため、Facebook は希望すれば追悼アカウントを残しておけるようにしたという経緯がある[8]。

ただし、死後も故人のデータがインターネット上に残り続けることはメリットばかりではない。残されたサイトは追悼の気持ちを表明する場であるが、長期にわたって故人へのコメントが投稿され続けることで見る人に苦痛をもたらすこともある。その歳には、故人のアカウントを自ら自分のネットワークからは削除するといった意識的な行為が必要だという指摘がある[9]。また、家族や友人・知人にとっては、故人のサイトは亡くなった人々の記憶をとどめ、想起するための「よすが」となる一方で、残された人々の状況によっては、大切な人の死亡の事実をことさらに意識させ、後悔が募ることもありうるという指摘がある [10]。

2.3 プライバシーの問題

故人が残したものに關するプライバシー問題は、デジタル情報以前から存在している。現代史に関わる話では、関係者や近い親族が存命中ゆえに、何が起きていたのかを掘り下げにくいため、現在生きている人達を糾弾することなく記憶を承継していく必要があると井出は指摘する[2]。

デジタル情報が残されることになると、さらにプライバシーの問題は深刻なものとなる。データは複製が容易であり、かつソーシャルメディアのように他者との交流それ自体や、交流から生まれる情報もプライバシー保護の対象となり得るからである。ただし、故人のプライバシー(post-mortem privacy)については、いずれの国・地域の法制度においても明確に概念化し保護するには至っていない[11]。

現状の運用について、湯淺らは三種類に分類している。第一は、生存する相続人や親族に決定を委ねるもの(ブルガリアやエストニアが採用)、第二はデータ保護法制ならびにプライバシー保護法制の適用対象を死者にも拡大するもの(フランスが採用)、第三は財産権的な保護への転換を図るもの(アメリカのいくつかの州で採用)というものである[2]。

ソーシャルメディアに関しては、特に他者との関わりにおいて、データの扱いを考える必要がある。サービスによっては、利用者間の情報共有範囲の設定も異なり、仮に相続者が故人のアカウントにログインできたとすれば、他の利用者が故人に対して共有や開示していた情報を相続者が目にする事となり、故人だけでなく、生存する他の利用者のプライバシー侵害にもつながりかねない。そのため、サービスによっては故人にもプライバシーという言葉を使い、本人以外のアカウントへのアクセスを許可していない。たとえば、Instagram では「同時にそのアカウントを凍結することで故人のプライバシー保護に努めます。」とし、Pinterest では「Pinterest のユーザーのプライバシーを尊重するために、アカウントに含まれるいかなる個人情報またはログイン情報も提供することはできません。」と説明している。

電子メールやソーシャルメディア、ドキュメント共有、写真共有など多様なサービスを提供している Google は、2013 年 4 月に「アカウント無効化ツール (Inactive Account Manager)」の提供を開始した[12]。このツールでは、あらかじめ指定した期間 (3~18 ヶ月) にアカウントのアクティビティが無く、さらに設定された連絡先への連絡に反応がないことが判明した時点で、設定しておいた方法でデータが処理される。具体的には、データの削除か、データの共有をあらかじめ設定しておくことができる。たとえば、配偶者にはメールと写真、親友にはブログと YouTube といったように、相手ごとにどのサービスのコンテンツを譲渡するか指定することができる。生前に設定しておくことで、故人の意思を死後のデータの扱いに反映させる仕組みと言える。

一方、2018 年 7 月には、ドイツにて相続者によるアカウントへのアクセスを認める判決が出された。故人の母親が、亡くなった娘の Facebook へのアクセスを求めたものであり、裁判所はアカウントを日記や手帳と同様の遺産に相当すると判断した[13]。これは、前述した「生存する相続人や親族に決定を委ねる」ケースと言える。今後、同様な判断がなされる場合には、故人と「友人」としてつながり、情報共有範囲としている利用者の情報やそのプライバシーの配慮も不可欠であろう。

3. 調査

3.1 調査実施概要

死後残されたデータや個人的な遺品について、立場や状況によってどのようにとらえられているのか、史料としての価値と追悼、そしてプライバシーについてそれぞれ尋ねる構成のアンケート調査を行った。調査の実施概要は表 1 の通りである。なお、この調査は今後の本調査を念頭においたパイロット調査として、10 代から 20 代の大学生を対象とした。回答者の男女比はほぼ半々であり、全ての回

答において性別による有意な差はみられなかった。

表 1 調査実施概要

調査時期	2018 年 6 月 22 日～25 日
調査方法	オンラインアンケート (スマートフォン・PC)
調査対象	首都圏 4 年制私立大学「ネット・コミュニケーション」履修生
有効回答数	60 名 (男 29 名・女 31 名)
年齢	10 代 42 名 (70%) 20 代 18 名 (30%)

3.2 結果

(1) 亡くなった家族・親族の写真や遺品

冒頭の問いでは、デジタルに限らず、家族や親族の写真や遺品についての想いを聞いた (複数回答)。その結果、「長く残しておきたい」「大切なものである」(いずれも 68.3%) が多数を占め、「懐かしくなる」(56.3%)、「たまに眺めたい」(45.0%)が続いた。一方、「滅多に眺めることはない」は 3.3%と少数であり、「近々処分したい」「特に大切なものではない」を選んだ回答者はいなかった。

(2) 史料としての日記について

既に亡くなった有名人の日記は、どのように受け止められるのか。2018 年 5 月に発売されたアインシュタインの日記に、人種差別的記述が含まれていたことについて聞いた結果は図 2 の通りである。多数を占めたのは、史料としての価値を認める選択肢であった。日記の著者本人および書かれている人のプライバシー侵害を認めるものはいずれも 13.3%に留まった。日記の公開範囲については、「研究者に限定」が 26.7%と最多であるが、「公開すべき」が 20.0%と続いた。処分すべきという意見は 1.7%であった。

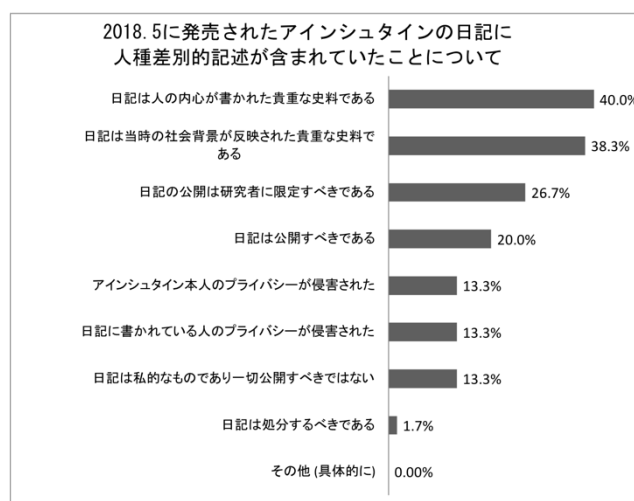


図 2 アインシュタインの日記発売について (複数回答)

(3) 展示や報道について

博物館における故人の個人的な手紙や写真の展示について、また報道における故人の SNS の利用についてそれぞれ 4 件法で質問した。結果を以下に示す。

まず、博物館の展示については、有用な史料でありつつ、家族や子孫のプライバシーへの配慮が必要という結果となった(図 3)。一方、故人である本人のプライバシーへの配慮については、「ややそう思う」に近い程度となった。

次に、事件・事故の犠牲者の SNS の報道理由については、故人の個人情報・プライバシー侵害の懸念と、事件の悲惨さをより強く感じるという 2 点において高い数値となった(図 4)。SNS を報道に使う必要はないという回答、事件や事故を詳しく知ることができるという回答が続いた。中央値を下回る値となったのは、「故人のアカウントへのアクセス」や「故人についてもっと知ろう」であり、それぞれ「そう思わない」という回答は 54.6%と 44.4%であった。

(3) 自分が死んだとき・自分が遺族になったとき

死後残す、あるいは残されるデータやメッセージについて、自分の死後と家族や友人の死後それぞれにおける意向を聞いた結果は図 5 および図 6 の通りである。全体的に、自分自身のものについては、残すよりも他の遺族に任せたり、削除したいという傾向があった。対照的に、家族や友人のものは残しておきたいという回答が多く、削除したいという回答は少数にとどまった。

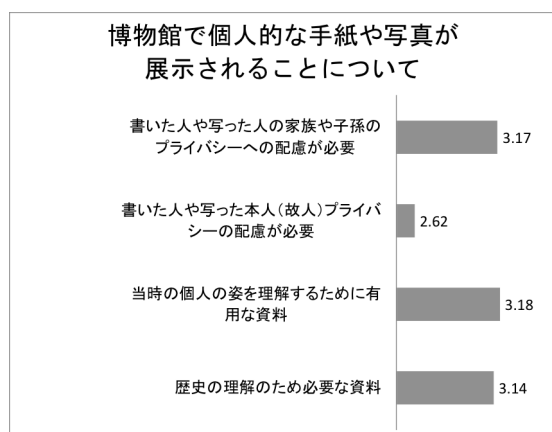


図 3 博物館での手紙・写真展示について

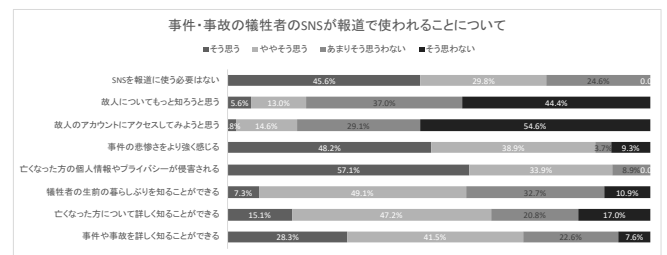
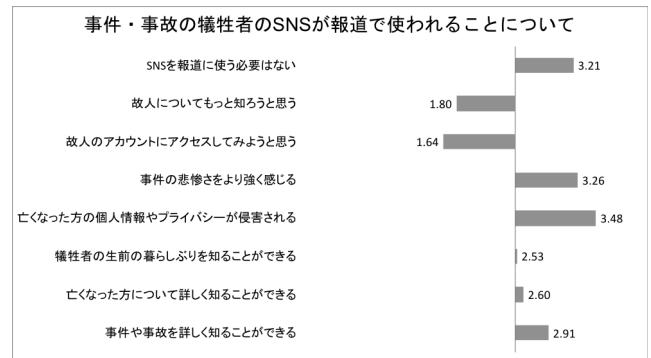
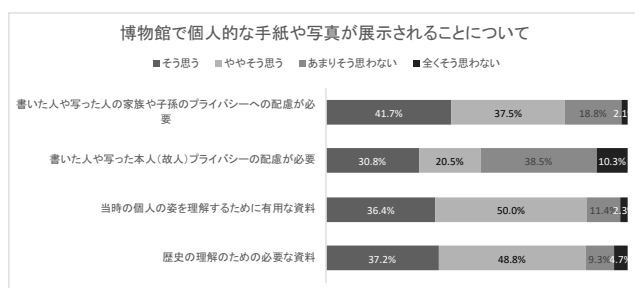


図 4 事件・事故被害者の SNS 報道について

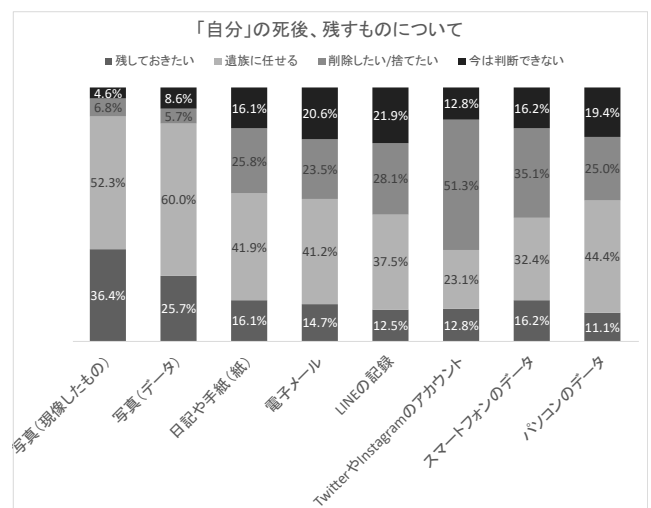


図 5 自分の死後の意向

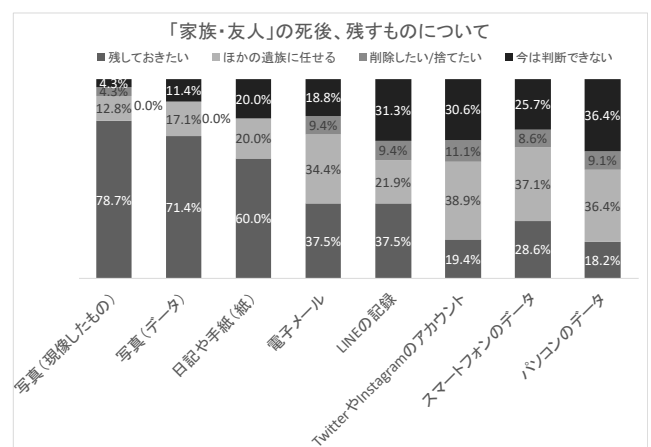


図 6 家族・友人の死後の意向

残しておきたい、および削除したいという意向のそれぞれで最多だったものは、自分自身、家族・友人の両方に共通していた。残したいものとしては「写真(現像したもの)」

(自分:36.4% 家族・友人:78.7%)「写真(データ)」(自分:25.7% 家族・友人:71.4%), 削除したいものとしては、「Twitter や Instagram のアカウント」(自分:51.3% 家族・友人:11.1%)がいずれにおいても最多であった。

自分の死後の遺品・データの扱いについて相関をみたところ、「日記や手紙」と「電子メール」には強い正の相関(.749**)がみられたほか、「LINE の記録」(.639**)「写真(データ)」(.632**)には正の相関がみられた。このほか、「電子メール」と「写真(データ)」(.635**),「LINE の記録」(.631**)にも正の相関がみられた。

家族や友人の死後の遺品・データの扱いについて相関をみたところ、強い正の相関がみられたものはなかったが、正の相関がみられたものは「日記や手紙」と「電子メール」(.670**),「LINE の記録」(.536**)「Twitter や Instagram のアカウント」(.525**)「PC のデータ」(.626**)であった。また、「電子メール」と「写真(データ)」(.516**),「LINE の記録」(.664**),「Twitter や Instagram のアカウント」(.656**)にも正の相関がみられた。

4. 考察

4.1 家族・友人のは残したいが自分のは消したい

家族や友人の写真や日記などの遺品やデータは残したいが、自分のものについては削除したいという、相反する傾向が見えた。

亡くなった家族らが残したものの全般に関する問いと、写真や手紙、個別のデータの扱いに関する問いのいずれにおいても、残しておきたいという傾向は共通していた。特に写真は現像したもの、データともに70%を超える回答者が残しておきたいと回答しており、データについては削除したいという回答はゼロであった。ただし、パソコンやスマートフォンのデータ、ソーシャルメディアのアカウントについては、ほかの遺族に任せる、今は判断できないと答えた割合が高い。今回の調査は大学生を対象としていたため、具体的にデータをどのように扱うのか、判断がつかなかった可能性はある。残しておきたいという回答が60%にのぼった日記や手紙(紙)の扱いについては、電子メール、LINE、ソーシャルメディアおよびPCのデータと正の相関関係があり、大学生世代にとってこれらが近い位置づけにあることが推測できる。

対照的に、自分のものやデータへの意向は、同じ選択肢を示した家族・友人の問いとは異なる傾向を示しており、全ての項目において、より多くの回答者が削除したいと回答した。特に、ソーシャルメディアのアカウントについて

は、半数以上が削除したいと回答した。また、今は判断できないという回答の割合は、家族・友人と比較して少なく、現時点において既に自分のデータについては何らかの意向があることが示された。また、日記や手紙(紙)と電子メールには強い正の相関がみられたほか、写真(データ)とLINEの記録にも正の相関が見られた。写真のデータ以外は他者とのコミュニケーションツールであるが、写真も他者との共有をするなど、他者との関わりにおいて近い位置づけがなされている可能性がある。

4.2 史料としての有用性とプライバシー懸念

アインシュタインの日記および博物館での展示を例にした問いでは、いずれも史料としての有用性を示す回答が多数を占めた。なお、プライバシーへの配慮については、博物館での展示における子孫へのプライバシー配慮は指摘されたが、全般的に低い割合の回答に留まった。ただし、アインシュタインの日記については「研究者に限定すべき」という回答が一定数を占めており、公開範囲を限定することが、史料としての価値とプライバシーの両立の一案ととらえられた可能性がある。

史料に関連する質問は、既に数十年以上前に亡くなった人を対象としていたが、事件・事故の報道とSNSという質問では、現在発生しうることを対象としている。という、現在において発生しうることについての質問では、対照的な結果となった。故人のSNSについて、知るための資料としての有用性よりも、プライバシーへの配慮がより強く出る結果となった。故人の個人情報やプライバシー侵害への懸念や、そもそもSNSを報道に使う必要はないという回答が多数を占め、故人についてさらに知ろうという意向はむしろ否定された。

5. おわりに

本稿では、死後のデータの意味について、先行研究の整理および大学生を対象としたアンケート結果から考察を行った。残される側は、故人のものを残しておきたいが、自分が死ぬときには削除したいというように、相反する意向が見えたり、史料としての有用性は認めつつも同時期に亡くなる方のSNSデータの報道利用についてプライバシーへの懸念が見えたりするなど、状況によって相反する結果が見えた。

死後のデータの扱いについて、誰の意向を最も優先すべきなのか。個人の死後も、そのデータの取り扱いには生前の本人の意向を反映させるべきだと考えるならば、削除を望まれたデータは削除し、残すことを望まれたデータは残すことになる。だが、残される側が故人を悼む意味でも残しておきたいと望んだ場合でも、やはり故人本人の意向が優先されるべきであろうか。それとも生存する遺族、特に相続人であった場合は相続に準じる形で決定権を持つべきだろ

うか。さらに公的な観点からは、その故人のデータは、後年歴史的な価値を持つ史料になる可能性も考慮する必要がある。直近の出来事については、故人や関係者のプライバシーが意識されることはアンケート結果にも表れていたが、史料となった場合は有用性がより重視される。ある程度の年数、たとえば数十年は秘匿しその期限が切れた際には閲覧ができるといった解決策もあり得るであろう。

今後は、本稿の考察をもとに、幅広い年代に対する調査を実施するとともに、現行の法制度ではどのような判断が可能なのかについて考察を進める予定である。

謝辞 本研究は、科研費基盤 C「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討」(16K00468)の研究成果の一部である。またアンケートにご協力いただいた方に感謝の意を表する。

参考文献

- [1] 総務省. 平成 30 年版情報通信白書 第 2 部第 2 節(2), 2018
- [2] 湯浅塾道, 折田明子: GDPR (一般データ保護規則) と死者の個人情報, 情報処理学会研究報告, Vol. 2018-EIP-80, No. 6, pp. 1-6, 2018
- [3] 総務省. 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会 (第 2 回) 資料 3「個人情報の定義の明確化」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000455021.pdf (2018-8-20 閲覧)
- [4] 井出明. ダークツーリズム～悲しみの記憶を巡る旅. 幻冬舎, 2018
- [5] 暮しの手帖編. 戦争中の暮しの記録. 暮しの手帖, 1969
- [6] 岩田忠利. わが町の昔と今 港北区編. 「とうよこ沿線」編集室, 2000
- [7] Roberts, P., and Vidal, L. Perpetual care in cyberspace: A portrait of Web memorials. OMEGA: The Journal of Death and Dying 40(4): 57-76. 2000
- [8] McEwen, R., & Scheaffer, K. Virtual mourning and memory construction on facebook: Here are the terms of use. Proceedings of the ASIST Annual Meeting (Vol. 50). 2013
- [9] Brubaker, J.R., Kivran-Swaine, F. Taber, L. and Hayes, G.R. . Grief-Stricken in a Crowd: The Language of Bereavement and Distress in Social Media, 2011
- [10] 大谷卓史. 過去からのメディア論 インターネット上の死者の記憶. 情報管理 59 (12), p. 859-862, 2017
- [11] Edina Harbinja (2017) Post-mortem privacy 2.0: theory, law, and technology, International Review of Law, Computers & Technology, 31:1, 26-42
- [12] Google アカウント無効化管理ツール
<https://myaccount.google.com/inactive> (2018-8-20 閲覧)
- [13] Riham Alkousaa "Heirs can access Facebook account of deceased relatives: German court" Reuters, 2018.7.12
<https://www.reuters.com/article/us-facebook-privacy-germany/heirs-can-access-facebook-account-of-deceased-relatives-german-court-idUSKBN1K219A> (2018-8-20 閲覧)